

■ 民法改正に伴う成年年齢引下げに係る狛江市成人式の実施方針

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から、成年年齢が『18歳』に引き下げられます。これに伴い、令和5年以降の狛江市における成人式について、対象者への影響等を考慮し、下記のとおり実施します。

対象年齢

引き続き、**当該年度に『20歳』を迎える方**を対象に実施します。

- ・ 令和4年成人式 令和4年1月開催（平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方）
- ・ 令和5年成人式 令和5年1月開催（平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方）
- ・ 令和6年成人式 令和6年1月開催（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方）

R4.4.1
改正法施行

開催時期

これまでどおり、1月第2週の月曜日（成人の日）に開催します。

式の名称

成人式の名称は、引き続き検討します。

（※ただし、成人の年齢自体が変わるため、『成人式』の名称は使用しない見込みです。）

参考）成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更（主なもの）

○20歳→18歳に引き下げられるもの

- ・ 各種契約行為
（スマホ購入、アパート契約、クレジットカード作成、自動車ローン等）
- ・ 10年有効のパスポートの取得

○20歳のまま変更されないもの

- ・ 飲酒、喫煙
- ・ 競馬、競輪、オートレース、競艇
- ・ 国民年金の被保険者資格

※なお、女性の婚姻開始年齢は、18歳に引き上げられます。

